

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成27年9月4日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500118 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500073 号

第1 結論

請求者のA社B工場における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 22 年 9 月 1 日に、喪失年月日を昭和 23 年 6 月 1 日に訂正し、昭和 22 年 9 月から昭和 23 年 5 月までの標準報酬月額を 600 円とすることが必要である。

昭和 22 年 9 月 1 日から昭和 23 年 6 月 1 日までの期間については、厚生年金保険法第 75 条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 3 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 22 年 9 月 1 日から昭和 23 年 6 月 1 日まで

私は、昭和 22 年 9 月 1 日に A 社 B 工場へ入社し、昭和 23 年 5 月 31 日まで勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が無い。請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A 社 B 工場に係る厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者資格喪失日の記載は無いものの、資格取得日が昭和 22 年 9 月 1 日で請求者と同姓同名かつ同一生年月日の者の基礎年金番号に未統合の被保険者記録が確認できるところ、同僚の陳述及び請求者の詳細な記憶から、当該記録は請求者の記録であると認められる。

また、請求者の厚生年金保険被保険者台帳においても資格喪失日の記載が無い上、「照会調査せるも喪失年月日が不明」との記述が確認でき、当時、社会保険事務所（当時）での記録管理が十分に行われていなかったことがうかがわれる。

一方、請求者は、「昭和 23 年 4 月頃、同じ課の同僚と花見に行き、その翌月に退職した。その後、公共職業安定所で C 社の仕事を見付け、約 1 か月後の昭和 23 年 7 月 9 日に入社した。」と陳述しているところ、上記被保険者名簿（書き換え前の名簿）には、請求者が記載されているページの最終欄に、昭和 23 年 6 月に資格取得し、請求者と同様、資格喪失日の記載の無い者の記録が確認できる。その後の書き換え後の被保険者名簿には請求者の被保険者記録の記載は無く、継続する被保険者の資格記録は、昭和 23 年 8 月 1 日以降の標準報酬月額から記載されていることから、この被保険者名簿は、昭和 23 年 6 月から同年 8 月頃に書き換えられたものと推察され、請求者の陳述並びに書き換え前及び書き換え後の被保険者名簿から、請求者は、昭和 23 年 6 月頃に資格喪失していたことがうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、A 社 B 工場の事業主は、請求者が昭和 22 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を行ったことが認められ、かつ、請求者の同社での資格喪失日は昭和 23 年 6 月 1 日とすることが妥当である。

なお、請求期間の標準報酬月額については、上記の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳から 600 円とすることが妥当である。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1500135 号

厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1500074 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（現在は、B事業所）における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 30 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和 55 年 3 月 3 日から同年 11 月 16 日まで

厚生年金保険の記録では、請求期間が被保険者期間となっていないが、私は、昭和 55 年 3 月から同年 11 月まで、臨時採用の C 職として継続して A 事業所に勤務していた。調査の上、請求期間について、厚生年金保険被保険者資格の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

B 事業所が提出した人事記録から、請求者が、請求期間において、日々更新の職員又は臨時的任用の職員として、A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B 事業所は、「日々更新の職員及び臨時的任用の職員について、当時の厚生年金保険の取扱いを確認できる資料は残っていないが、複数の職員に確認したところ、本人の希望制だった可能性があると証言している。」と回答している上、九州地区の事業所が所属する D 事業所は、「日々更新の職員と臨時的任用の職員について、厚生年金保険の取扱いは区別しておらず、請求期間当時は、採用時の本人の希望による選択制だったと思われる。」と回答していることから、当時、A 事業所では、日々更新の職員及び臨時的任用の職員について、必ずしも全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがわれる。

また、請求者は、当時の同僚等の氏名を記憶しておらず、請求期間における厚生年金保険の取扱いについて具体的な陳述を得ることができない。

さらに、A 事業所に係る厚生年金保険被保険者原票において、請求期間に資格取得している者の中に請求者の名前はなく、整理番号に欠番もない。

加えて、B 事業所は、「人事記録のほかに、当時の資料は保存していない。」と回答しており、請求者に係る給与関係書類等を確認することはできない上、請求者も、請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。